

フィンランドから輸入される牛肉等の輸入に関する措置の見直し案について寄せられた御意見について

令和4年12月23日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課
輸入食品安全対策室

令和4年3月7日付で「フィンランドから輸入される牛肉等の輸入に関する措置の見直し案」について、御意見の募集を行ったところ、4件の御意見をいただきました。お寄せいただきました御意見とそれらに対する当省の考え方について、別添のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。なお、いただいた御意見は適宜要約し、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示しております。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

「フィンランドから輸入される牛肉等の輸入に関する措置の見直し案」に関する意見募集結果

番号	御意見等	厚生労働省としての考え方
1	フィンランドはEU 加盟国であり、衛生管理等に信頼が置けるから、今般の措置には賛成する。	ご意見ありがとうございます。 フィンランド政府との協議を踏まえ、今般の輸入再開となりましたが、今後も輸入時検査や現地調査等により輸出国での衛生管理及び輸入条件の遵守を確認してまいります。 なお、課税については、今回の意見募集の対象ではないため、所管の財務省にご意見として伝えます。
2	見直し案の内容に賛成である。可能であれば2022年5月31日までは適用し6月頃にはフィンランド産の牛肉等が国内に流通できるようにしてほしい。また、関税がかかっているなら、関税額を減らしてほしい。	厚生労働省においては、その所掌事務である食品の安全確保対策について、国民の健康保護が最も重要であるという基本的認識のもとで種々の施策を講じているところです。 食品安全に係る規制は、科学的知見に基づいて対応することが必要であり、本見直し案についても、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果を踏まえ、我が国と同様の特定危険部位(SRM)の除去を求める輸入条件を付したものです。
3	安くなければ買えない。 検査で安全性を高めても、コストも高くなる。牛肉の値段が高くなるのは困る。	厚生労働省では、毎年度、輸入食品の届出件数、輸入重量等を取りまとめ、輸入食品監視統計として公表しております。 今後とも、その結果について厚生労働省のホームページで公表してまいります。
4	今回条件付き解禁となるフィンランド産を始め、各国からの輸入実績、今後の見込みはどの程度になると推定されているか。	厚生労働省では、毎年度、輸入食品の届出件数、輸入重量等を取りまとめ、輸入食品監視統計として公表しております。 今後とも、その結果について厚生労働省のホームページで公表してまいります。